

鷹栖町立地適正化計画に基づく届出の手引き

鷹栖町では、現状の都市機能の構造や機能を維持するとともに、今後予想される少子高齢、人口減少社会の中でも、一定の住民サービスを提供できる体制を確保するため、都市再生特別措置法に基づく「鷹栖町立地適正化計画（以下、本計画）を策定しました。（平成 29 年 11 月 30 日公表）

本計画の策定以降、都市再生特別措置法第 88 条第 1 項、第 108 条第 1 項の規定に基づき、指定された区域外に特定の開発・建築行為を行う場合には、町への届出が必要となります。

都市機能誘導区域外における事前届出

I. 対象となる区域及び行為

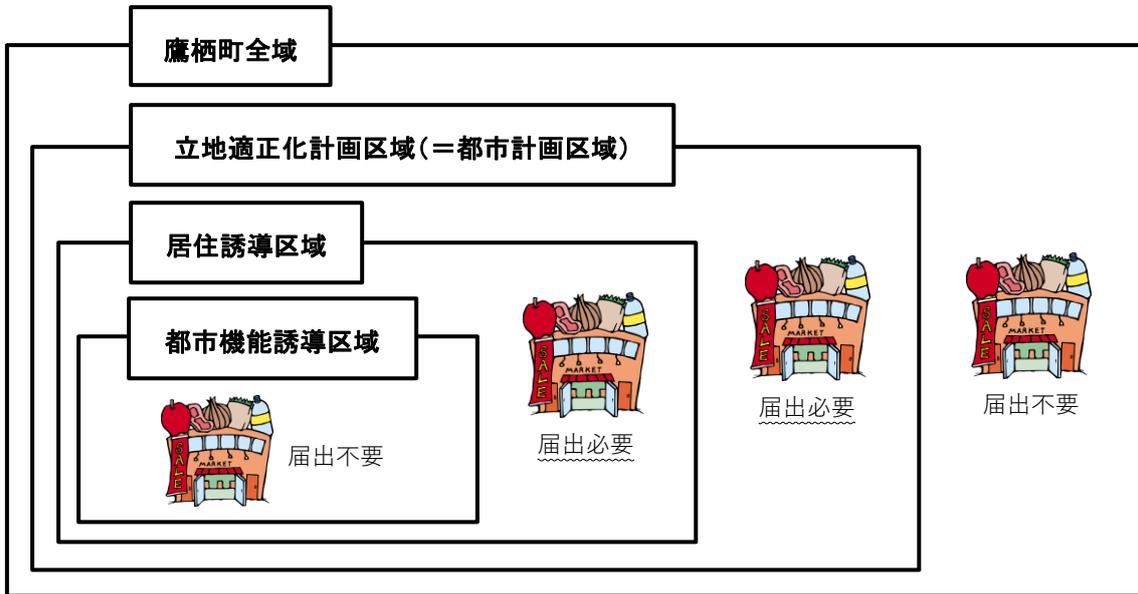
対象となる区域	都市機能誘導区域外の区域（都市計画区域外を除く）	
対象となる行為	開発行為	①誘導施設を有する建築物の建築目的で開発行為を行う場合
	建築等の行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合
		②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

II. 対象となる誘導施設

本計画において、鷹栖市街地及び北野市街地の 2 つの地区で都市機能誘導区域を設定しており、各々の地区において届出の対象となる誘導施設が異なります。

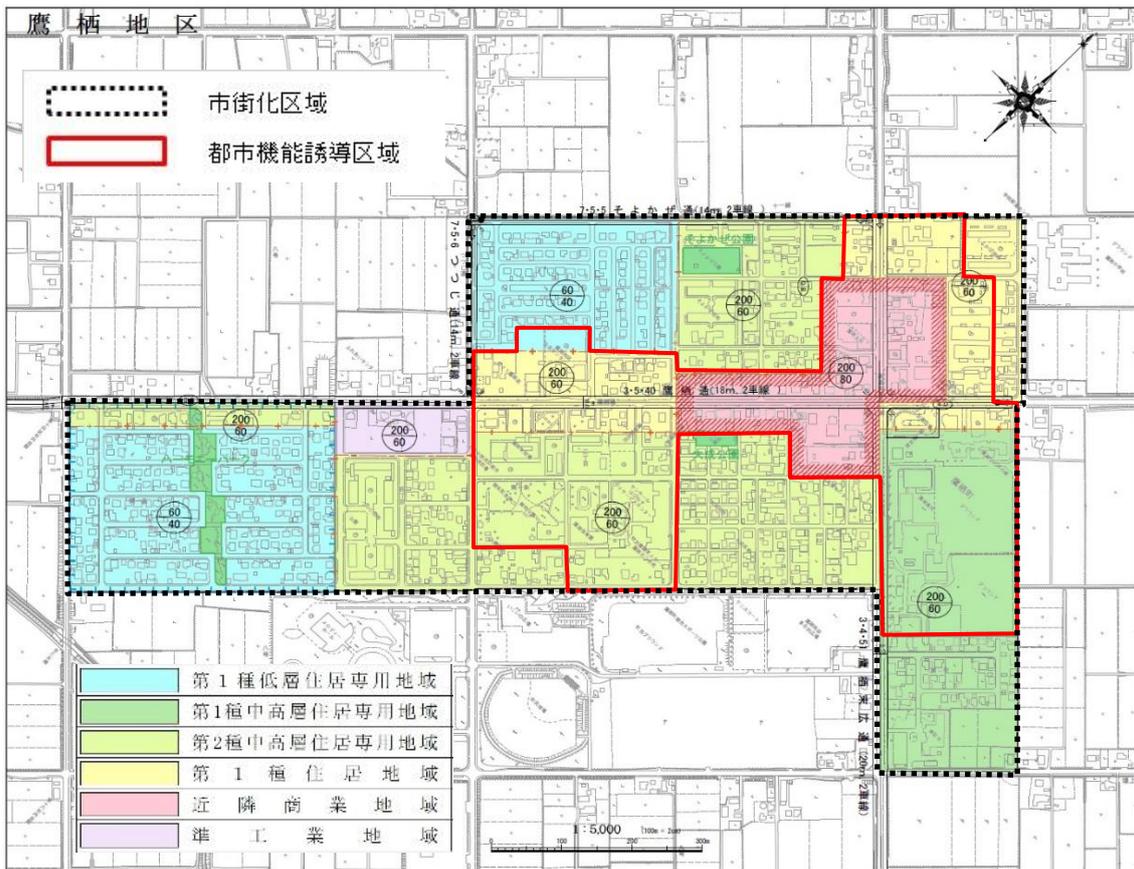
誘導する区域	誘導施設
鷹栖市街地	■行政機能を有する施設（役場、総合福祉窓口）
	■内科を有する医療法第 1 条の 5 第 2 項に定められた診療所
鷹栖市街地 及び 北野市街地	<input type="checkbox"/> 食料品を取り扱う店舗面積 500 m ² 以上のスーパー
	<input type="checkbox"/> 誰もが気軽に集える地域交流機能を有したコミュニティサロン
	<input type="checkbox"/> 入所・通所介護施設
	<input type="checkbox"/> 多くの町民が利用する公共施設 (地区住民センター、子育て支援センター、保育園等)

【イメージ図】（例：誘導施設である700㎡のスーパーを新築する場合）



Ⅲ. 都市機能誘導区域図

(1) 鷹栖市街地都市機能誘導区域



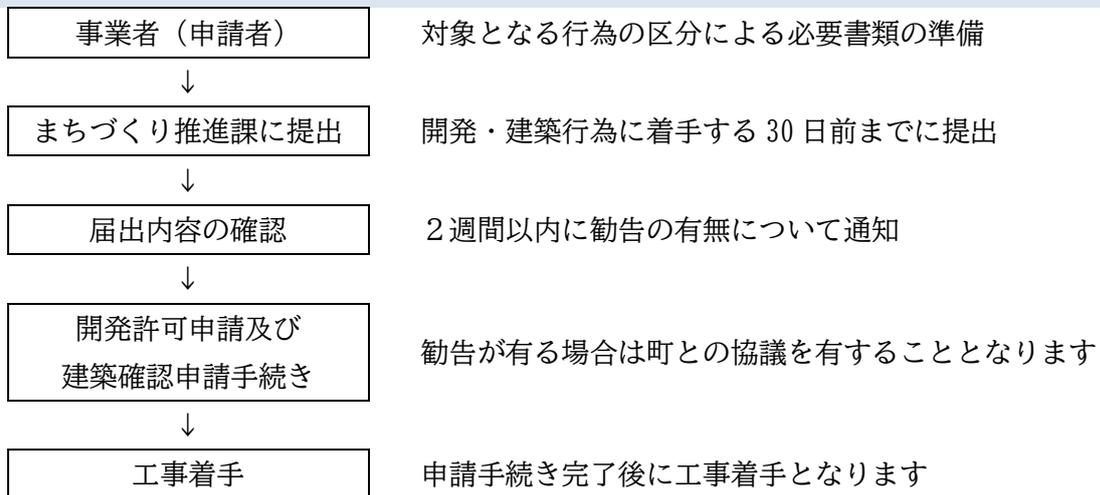
V. 届出に必要な書類

対象となる行為の区分により、必要な書類をご提出ください。

対象となる行為	届出様式	添付書類
開発行為	様式第 18	<ul style="list-style-type: none">・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等、縮尺 1/1,000 以上のもの）・設計図（縮尺 1/100 以上のもの）・その他参考となる事項を記載した図面
建築等の行為	様式第 19	<ul style="list-style-type: none">・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図等、縮尺 1/100 以上のもの）・建築物の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上のもの）・その他参考となる事項を記載した図面
上記 2 つの届出内容の変更	様式第 20	※上記のそれぞれの場合と同様

※様式第 18～20 は指定された様式により提出してください。

VI. 届出の流れ



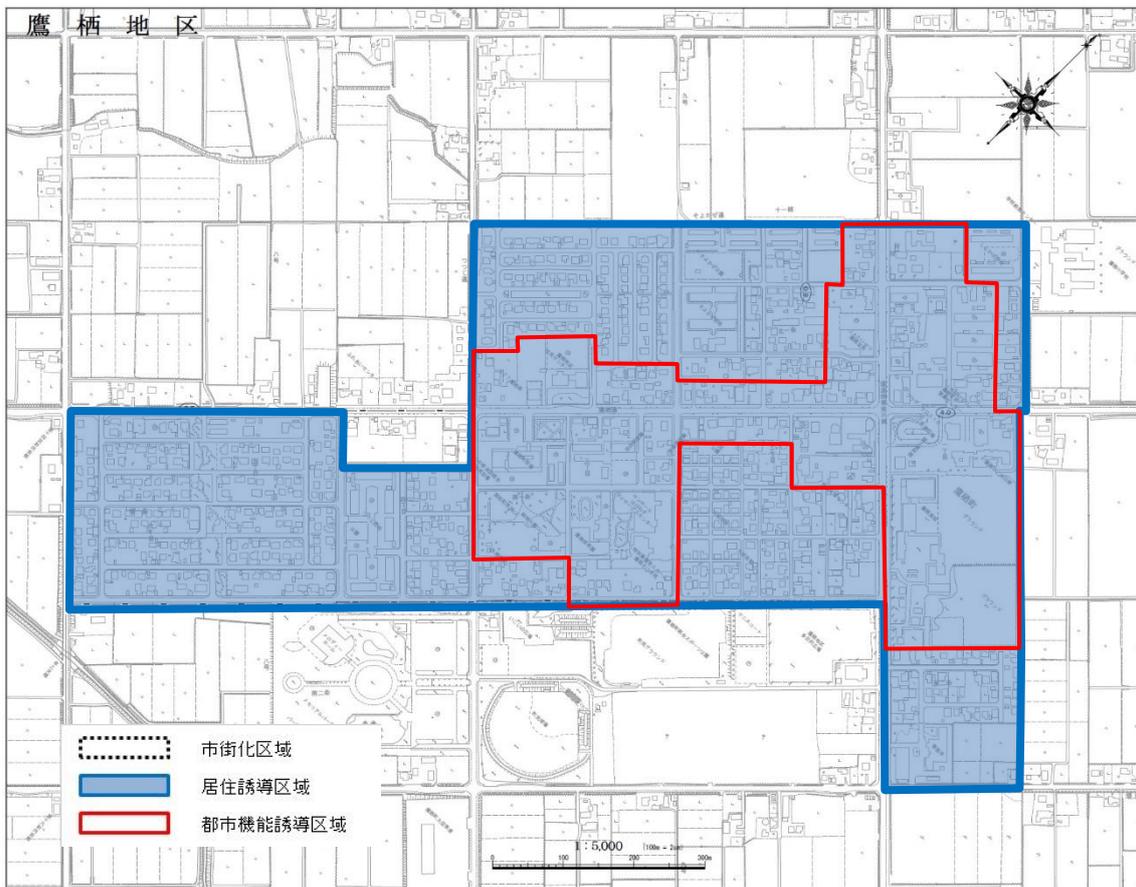
居住誘導区域外における事前届出

I. 対象となる区域及び行為

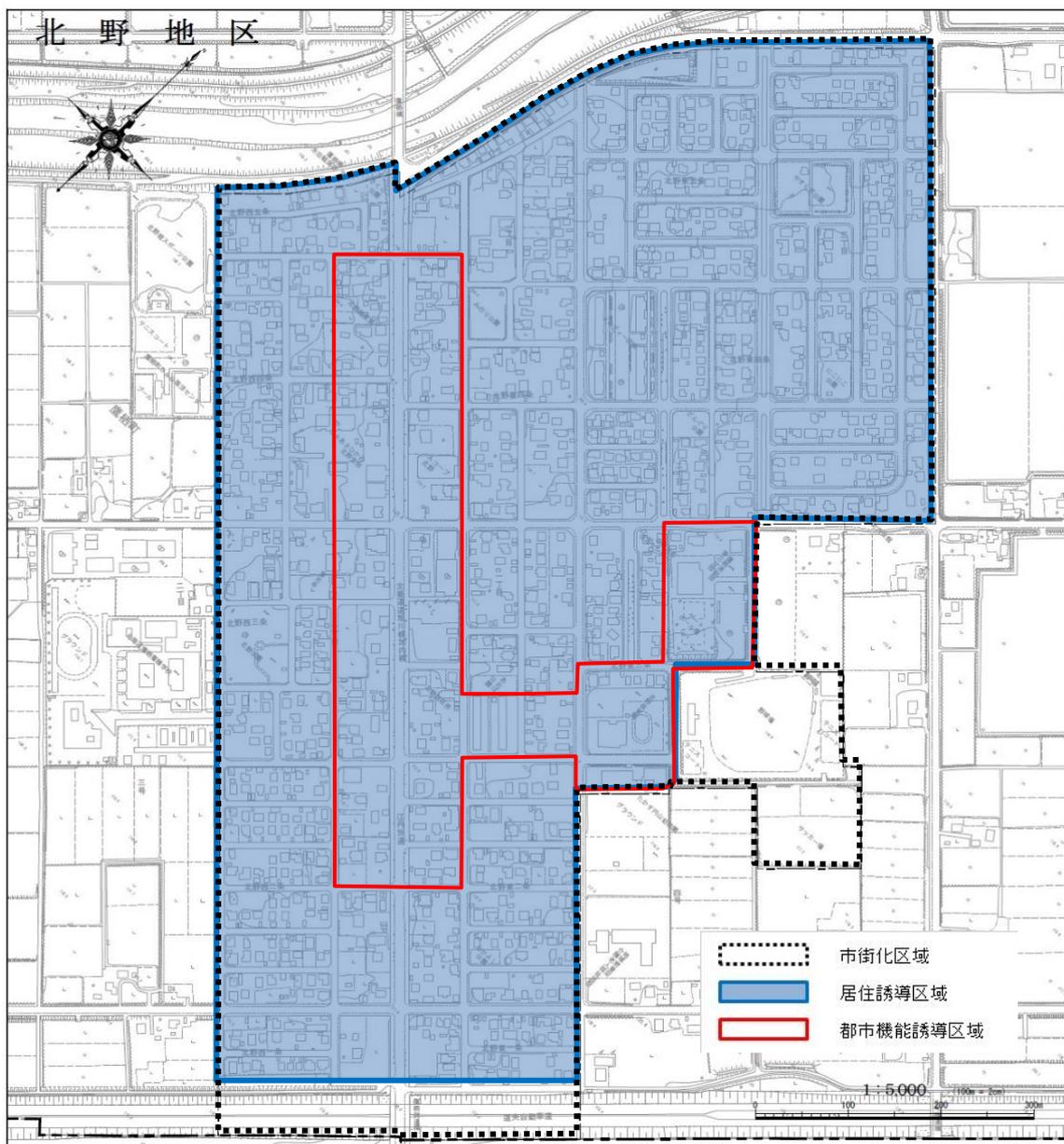
対象となる区域	居住誘導区域外の区域（都市計画区域外を除く）	
対象となる行為	開発行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
		② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
	建築等の行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
		② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例：寄宿舍、有料老人ホーム等）
		③ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等（3戸以上の住宅または条例で定めたもの）とする場合。

II. 居住誘導区域図

(1) 鷹栖市街地居住誘導区域



(2) 北野市街地居住誘導区域



Ⅲ. 届出の期日

対象となる開発・建築行為の工事に着手する30日前までに町への届出が必要です。

【届出先】鷹栖町役場まちづくり推進課企画政策係

TEL/0166-74-3831 FAX/0166-87-2850

[E-mail/kikaku4@town.takasu.lg.jp](mailto:kikaku4@town.takasu.lg.jp)

IV. 届出に必要な書類

対象となる行為の区分により、必要な書類をご提出ください。

対象となる行為	届出様式	添付書類
開発行為	様式第 10	<ul style="list-style-type: none">・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等、縮尺 1/1,000 以上のもの）・設計図（縮尺 1/100 以上のもの）・その他参考となる事項を記載した図面
建築等の行為	様式第 11	<ul style="list-style-type: none">・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図等、縮尺 1/100 以上のもの）・住宅等の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上のもの）・その他参考となる事項を記載した図面
上記 2 つの届出内容の変更	様式第 12	※上記のそれぞれの場合と同様

※様式第 10～12 は指定された様式により提出してください。

V. 届出の流れ

